

# 文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年12月16日(木) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・  
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・岡本次長補佐
8. 協議事項  
12月定例会本会議(12月10日)から付託された事件(議案7件)
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時57分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年12月16日

文教産業常任委員長

早川文乃

記録調整者

岡本次

**早川委員長** おはようございます。本日の出席委員については委員9人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで、手を挙げたままお待ちください。

それでは、これより本委員会に付託されました議案7件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙一覧表のとおり変更することとしたいと思えます。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

それでは、はじめに、議案第7号「長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**早川建設部長** おはようございます。議案第7号「長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例」につきましては、市長の提案説明のとおりでございます。特に補足説明はございません。以上でございます。

**早川委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**田村委員** 廃止の趣旨については参考資料にあるとおりでよく分かるんですけども、施行期日ですけれども、令和4年7月1日となっております。これは、なぜこの時期まで廃止のタイミングが先延ばしというか——になるのでしょうか。

**波多野都市建設課長** 7月1日の施行日については、本定例会に提出されております「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」におきまして、宅地造成等届出の同意手数料の廃止とあわせて、今回この条例のあり方を議論させていただいたところです。そのため、今回の議案提出となり、手数料廃止と合わせて7月1日の施行日とさせていただきます。

**重廣委員** おはようございます。これは許可制度だったんですかね、これは。今まで。ちょっとこの詳しいことを。ただ、これを廃止されたことによって、何と言いますか、技術が改善されて適正に行われているという状況で廃止するというふうに謳ってありますが、宅地造成ですから何か起きた場合の責任所在

というのは、何か責任逃れでこれを廃止されたのかなというイメージも少しありますので、そのあたりの経緯を説明していただけたらと思います。

**早川建設部長** そもそも、この条例が届出でございます。許可制ではないというところが 1 点あります。それと、この参考資料には書いておりませんが、同様のことが建築基準法なり、最近では土砂災害防止法等によって、例えば特別警戒区域には家はもう建てられないとか、そういった別の法律によって規制されているということから、この条例をもって、もう役目は果たしているんじゃないかということから廃止という考えに至ったわけでございます。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 7 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 35 —

— 再開 09 : 36 —

**早川委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 13 号「長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野教育部長** おはようございます。それでは議案第 13 号につきまして、補足説明を申し上げます。仙崎公民館でございますが、平成 28 年度から指定管理者制度を導入いたしまして、これまで 1 期を 3 年とした 2 期 6 年間にわたり、仙崎地区自治会長会をはじめ、婦人会や地区社協、老人クラブやスポーツ振興会など、地域住民で組織されます「仙崎振興会」により管理運営が行われているところですが、令和 4 年 3 月末日をもって指定管理期間が満了となりますことから、引き続き令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間、「仙崎振興会」を指定管理者として指定を行うものでございます。補足説明は以上でございます。

**早川委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村委員** それでは、いくつかお伺いしたいと思います。地域づくりの拠点と

して十分機能を果たしているというところについては異論はございませんが、社会教育法に定められた公民館の目的を達しており、地域の生涯学習拠点及び家庭教育支援拠点として十分に機能しているとあります。具体的に実績をお伺いできるでしょうか。

**大迫生涯学習・文化財課長** おはようございます。具体的な実績というところでございますけれども、指定管理を行うにあたり 3 年間の事業実績の検証をさせていただきます。年間を通じて様々な活動をしていただいているというふうには思っておりますけれども、具体的に社会教育の分野であるということと、家庭教育という部分につきましては、地域協育ネットを活用しながら、それぞれの学校に入りながら地域のコーディネーターとして役割を果たしているというふうに検証しております。

**田村委員** それでは少し細かい話になりますけれども、公民館の設置及び運営に関する基準第 3 条で「公民館は講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育団体、NPO、その他の民間団体、関係行政機関等と協働してこれらを行う等の方法により多様な学習機会の提供に努める」とされております。このうち、学校と協働して行う学習機会の提供の具体例について、特筆するものがありましたらご紹介をお願いします。

**橋本生涯学習スポーツ振興班長** 学校との連携ということでございますけれども、仙崎の公民館は小学校と距離も近いこともありますし、非常に密接な関係を築いておまして、具体的にはクラブ活動——学校で行うこれの支援、それから授業支援、これに対して地域の住民、主に団体を通じてコーディネート役を担って、人材の派遣というか、そういったことを行っております。

**田村委員** それでは、私からは最後になります。指定管理者さんについてちょっとお伺いするんですけれども、公民館の設置及び運営に関する基準の第 9 条 1 項では、「公民館はその目的を達成するため、地域の実情に応じて必要な施設及び設備を備えるものとする」と、また第 2 項では「公民館は青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るために、必要な施設及び設備を備えるよう努めることとする」とされております。これまでの指定管理の中で、どのような設備に関する要望が行われていたでしょうか。

**橋本生涯学習スポーツ振興班長** 私どもが聞き及んでいるところでは、特にこの設備というふうなことを具体的に言われることは少ないですけれども、私が聞く範囲でいくと階段が急であると、高齢者の方がやはり利用される上で、階段が急であると、エレベーターがないというようなことはご要望を受けております。あとは、やはり施設全体が老朽化しておりますので、そういった部分の要望も受けております。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、

議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 42 —

— 再開 09 : 43 —

**早川委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** おはようございます。議案第 6 号「長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例」につきましては、議案参考資料 7 ページのとおりでございます。補足説明は特にございませぬ。

**早川委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村委員** 1 つだけお伺いしたいと思います。長門市企業立地促進条例第 4 条第 1 項第 1 号に、投下固定資産総額についての記載がございます。さらに第 6 条に「固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける場合は、これに係る固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける最終年度の翌年度から 3 年間奨励金を交付することができる」とあります。固定資産税課税免除を受ける、その後 3 年間の企業立地奨励金を受ける際ですけれども、対象となる投下固定資産総額ですね、対象となるのは期間はいつからいつまでということになるのでしょうか。その初期投資を指すのか、3 年間固定資産税の課税免除を受ける期間も含めた総額になるのかというところでございます。

**吉村産業戦略課長** お答えいたします。今委員の質問の中においては、固定資産税の課税がかかるのが、当該年度の 1 月 1 日時点での取得した設備並びに土地家屋等の固定資産でございます。その課税——最初に取得をしてですね、翌年の 1 月に固定資産税がかかる部分について免除していくことになるんですけども、その対象は、申請書類に記載された事業所設置に伴う設備や土地等で、最初に固定資産税が賦課された年度から 3 年間になるという考えでございます。ですから例えば、初年度に設備を取得して増設をしていくとかというようなケ

ースが想定されると思うんですが、増設された場合においても、それに伴う固定資産税も、要は過疎法の振興に伴うための過疎地域で、対象となる業種で、設備を取得した場合については課税免除されるというものでございますから、課税免除される3年間は対象となります。

**田村委員** 分かりました。課税免除は3年間受けることができますが、今回は奨励金の話ですよね。その奨励金を受ける際に対象となる、その投下した固定資産総額というのが、その固定資産税免除の3年間に増設などで積み増していった金額の合計になるのか、それとも1年目に投資をした初期の金額が対象になるのかというところを。

**吉村産業戦略課長** 大変失礼いたしました。企業立地促進条例上の制度上でいけば、要は支払った固定資産税に対して同等程度、同額の奨励金を交付するということとなりますので、その当該年度に係る先ほど申した固定資産税の相当額を3年間合計した金額を奨励金として交付するというものが、この企業立地促進条例の内容になっております。

**田村委員** 分かりました。長門市企業立地促進条例の第4条第1項第1号なんですけれども、投下固定資産総額が1億円、中小企業者にあつては5,000万円、ただし、市内中小企業者にあつては3,000万円以上であることとなります。これを超えたものについては、奨励金の対象になるということですよ。もう1回言いましょうか。ちょっと括弧の中は省略しますね。投下固定資産総額が1億円以上であるものに対して、第4条ですけど、市長は事業所の設置を行う事業者に対して奨励金の支払い措置の対象者として指定をすることができるということですよ。その1億円——固定資産税免除の期間に対しての記載がどこかにありましたが、第6条ですかね。第6条で「固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける場合は、これに係る固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける最終年度の翌年度から」ということですから、3年間固定資産税が免除されたのちに奨励金の対象が3年間というのがあるわけですよ。この奨励金の支払いの対象となる事業者が設備投資をした期間、固定資産税を取得した期間は、その課税免除の3年間を受ける最初のタイミングの総額金額なのか、それとも課税免除を受けている3年間、その奨励金を受けるまでに3年間ありますので、その3年間の間の合計、積み上げたものが1億円を超えれば対象となるのかというところなんですけれども。

**吉村産業戦略課長** お答えをさせていただきます。あくまでも、この企業立地促進条例上では、今委員おっしゃるように、投下固定資産総額が1億円を超える、中小企業者にあつては5,000万円。市内中小企業者にあつては3,000万円ということになります。今その前段の過疎の課税免除については、過疎法上のものになりますので、上限2,700万円以上の投下固定資産であるわけですが、

要は、うちの場合は、市内中小企業者にあつては 3,000 万円の投資をしてその設備を取得したり、土地を購入したりしたものについては、前段の過疎法上は 2,700 万円を超えており、うちの企業立地も 3,000 万円を超えているものですから、同じものが対象になって、その部分の固定資産税相当額を我々としては奨励金としてお返しするということになるので、あくまでもこの条例第 4 条に記載している投下固定資産額、総額 1 億円以上というところを、市内企業の工場増設でありましたり、例えば誘致企業がやってきて、事業所を設置するために取得した固定資産の取得価格の合計額の規模によってその事業者の対象が決まってくるわけですが、その投下固定資産総額がこの記載のとおりを超えておれば対象になってくるというふうなところです。

**田村委員** ありがとうございます。これは申請のタイミングを確認すれば良かったかなと最初思っていますけど、固定資産税免除の申請のタイミングと、それから奨励金の申請のタイミングというのは、同じタイミングですということでしょうか。

**吉村産業戦略課長** 申請のタイミングは、あくまでも事業所が増設新設を行う場合に事業計画書を出していただく初年度になってまいりますので、過疎を先にやって、そのあと企業立地ということではございません。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 6 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 9 号「仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** 議案第 9 号「仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について」は、議案参考資料 11 ページのとおりでございます。補足説明は特にございません。

**早川委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** おはようございます。それでは質疑をさせていただきます。説明資料 11 ページに書いてあるとおりだということで、これは指定管理の候補者の選定の段階で、公募によらず行うべき施設だということ、条例の中の第 2 条 2 項 1 号の規定に基づいて決められたということですが、一番最後に「公募によらず指定管理者候補者の選定を行った」とありますから、指定管理者候補者選定

委員会は、公募はしないけどながと物産合同会社でいいという選定をしたわけですよね。その選定の経緯をちょっと知りたいんだけど、当然私も市内を見渡したときに、ながと物産合同会社しかないというのは重々私も認識を得ています。その中で、こういう議案が上がってくるというときは、相手方にも議会に来年度からまた5年間指定管理という議案を上げますと、よろしいでしょうかという内諾を当然取っているはずですよ。じゃないと上がってこない。ひよっとしたら受けてくれないかもしれない。行政側が勝手に思っているだけで。だからそこにはきちんとした交渉を、水面下でのきちんとした交渉があって合意に至るという事実があってこの議案が出ていると思うんですけど、選定委員会は副市長も出られていますよね。代表者も副市長。そのすり合わせをするのは何らかのヒアリング的なことがきちんと、電話でええかいなレベルじゃないと思うんですよ。きちんとヒアリングがあって、これまでの5年間の指定管理の中での問題点が、これをぜひして欲しい、そしてこれから5年間というのはどういう計画を持たれてやっていってもらえるかというようなヒアリングがあるはずですけど、そういう場面というのはきちんと設けられたのか、それをお尋ねしたいんですよ。

**吉村産業戦略課長** お答えさせていただきます。毎月社長を含めた経営会議を行っております。その中において、今の議論と、それとは別に駅長を含めた実際現場で行われている責任者の方々等を踏まえてですね、市の仕様、指定管理を受けていただくための資料等のご説明をさせていただいて、申請書を出していただいたという経緯になっております。また、選定に当たりましては、選定委員会においては、副市長は当該法人の代表でございますので、一旦席を外していただいた中で、企画総務部長がこの案件に関しては議事を進行されて、その他の委員の皆さんからご意見を賜り、ここの選定を行ったとそういった経緯になります。

**重村委員** 分かりました。毎月やられている経営会議等でそういう話も、また指定期間が切れるけどどうだろうかという話も当然出るでしょう。それで、私ね、一番そういったときに足りないことが起きる可能性があるっていうのが、例えば公募したときに2社、3社が応募したときというのは、素敵な提案をしてくれたところになるわけでしょ、早い話。その団体が適任であり、素敵な提案をしてくれて、これから5年間どういうその施設を活用して地域の振興に役立てていくかっていう競争性が生まれるわけですよ。今の話を聞いていると、5年間の長い指定管理を任せる中で、5年間、ながと物産合同会社はこれからこういうふう生まれ変わっていくとは言わないけど、道の駅センザキッチンは、必ずしも、何て言うのかな、十分100%もう成長した段階にあると私は思っていないんですよ。だから何らかのそこで行政側もながと物産にお願いしたい、なが

と物産側は指名じゃないけど、された以上ね、5年間こういう思いを持って、5年後にはこんな計画を持っているんですと、そういうのを示されたヒアリングがあるのかって僕は聞いているんですよ。

**吉村産業戦略課長** お答えさせていただきます。今回、選定にあたってはもちろん申請書を出していただいて、向こう5年間の事業計画並びに収支見通しを踏まえて協議をしてまいります。オープンしての売上げの経緯でありましたり、我々がもっと一次産業の所得向上に向けてしっかりと物産販売をやって欲しい、売上目標をもうちょっと増やして欲しいということは伝えるというような意見交換はしっかり合同会社側とさせていただいた上で、この選定にあたっての事業計画書というものを提出していただいて、それをもって審査をしていただいているところでございます。

**重村委員** これで最後にします。話はしていると。計画書もあると。それで、一番違うのは、これはひょっとして大谷副市長がこれが計画書だと、こういうビジョンを持ってやるんだと。僕ね、それはなんかありえないだろうなど。だから例えば、執行役員の中の違う方が来られて、こういうつもりでやっていきますよというような、そういう場面がないとですね、それは、執行部の部長、課長もやりにくいと思いますよ。大谷副市長がこんな計画でやるからと言って、その審査には大谷副市長は外れるかもしれないけど。だから、これは長々もう言い続けていることですよ。だから、当然僕もながと物産しかないというのは十分分かっている。けどそこに、極端に言ったらこれからまた5年、指定期間が切れて5年間指定管理を出そうとするときに、ながと物産でいいねっというレベルで私は指定管理者っていうのは出すべきじゃない。やっぱりそこには、いくら公募によらない指定をするのであっても、適切な、何て言うのかな、経緯を経て、プレゼン的なものもあって、そこで決めていくということがないと私は説明責任が立たないと思うし、良い指定管理期間にならない。これをもって終わりますけど、ご答弁があればだし、ご答弁がなければいいですよ。

**堀経済観光部長** 委員ご指摘のとおり、我々のほうも今後の運営体制につきましても、縷々これまでの一般質問のご指摘も踏まえて検討させていただいているところです。おっしゃられるとおり、現状では副市長が現在の執行責任者という位置付けになるわけですがけれども、これにつきましても、やはり民間の方々からの登用等もやはり考えていかなきゃいけないという中で、現在そういう検討をさせていただきつつ、さらには今後の指定管理のあり方についても今ご指摘をいただいたところございまして、今後またプレゼンの機会、今回は指定管理者選定にあたって公募という形をとらなかったわけですがけれども、そういったプレゼン等も考えていくべきだなというふうに考えておりますので、今後の参考にさせていただこうというふうに考えております。

**吉村産業戦略課長** 1点だけ、ちょっと委員の意見の中で誤解のないようにしておきたいのは、副市長がこれで行けっというものではなくてですね、今委員がおっしゃったようにしっかりと、事務局レベルの総務課長さん、駅長、販売課長を含めた議論を積み重ねて事業計画を、事務レベルで我々の思い等を伝えながらやった上で、社長の判断をいただいて、社長の判断から、社長は行政の顔と物産合同会社の顔があるわけですが、そのこのところも踏まえてこれでいこうというところで市に出すというような流れになっておりますので、決して副市長の思い、市の思いがもう計画書でもう、市が案を作っているというわけではないということをご理解いただければと思います。

**重村委員** もう言うまいかと思ったけど、言うから。(笑い声あり) だから、総務課長が計画書を作った云々、それはいいって。だって行政でも一緒ですよ。課長が答弁書を作り、部長が確認し、でもね、最後の責任を負うのは市長なんです。そういったときに、5年間の指定管理を行政として、行政に理解をいただいて、分かった、任せるよって言うのは総務課長とかじゃない。やっぱり会社のトップが責任を持ってそこで提案し話をするから、だってそうでしょ。最後に責任取るのは会社なんだから。総務課長が云々じゃない。その中で役割としてそれを、計画書を作る役割。で、最後に責任を持って提案するのは社長なんです。だから執行部は社長の言うことを信頼して決めるんですよ。総務課長の言うことを信頼して決めているわけじゃないと思うよ。だから、いくら計画書を総務課長と話し合っって、それで最後は社長が確認を取りましたというけど、そのプレゼンをする場面的なものがないと駄目だよと僕は思うということです。

**田村委員** 先ほど重村委員が言われましたとおり、私もですね、この指定管理を委託する業者というところですけども、ながと物産合同会社以外にはありえないだろうと思っております。その理由と言いますのが、もうあえて言うまでもないですけども、行政とJAさんと漁協さんと、それから深川養鶏さんという、一次産業を集約するような皆さんが立ち上げられた、出資をして立ち上げられた団体であるからであります。説明資料にあります業務内容について少しお伺いしたいと思います。施設の運営に関することから4項目ありますけれども、この安全管理についての責任というのは、当然指定管理者が負う。最終的には行政が負うものだろうと思っておりますけれども、その指定管理者から危険箇所であるとか安全管理上問題があるところについての提案や要望などというのは、これまでにありましたでしょうか。

**坂田戦略マネジメント班長** お答えいたします。申請書の中で、施設の危機管理につきまして、事故防止でありましたり、防犯防災対策、またその訓練、発生時及び非常時の対応等、それと施設の美化、植栽管理につきましては提案を、

取り組む内容については申請を受けております。以上です。

**田村委員** 分かりました。先入観にとらわれず、指定管理者さんには安全管理をしっかりと行っていただきたい、行政に対する要望も行っていただきたいということを申し伝えていただければと思います。それでは指定管理者候補者選定の経緯について少しお伺いをいたします。仙崎地区交流拠点施設は、地域情報の発信等を通じて交流人口の拡大を促進するとともに、農林水産及び特産品の販売等による地域産業の振興を図ることを目的に設置されたものであります。こちらの目的には、マーケットインや商品開発を通じての長門産品のブランド化というようなことがあったと思いますが、これについてのこれまでの実績をご紹介いただければお願いします。

**坂田戦略マネジメント班長** これまでの実績につきましてお答えいたします。平成 29 年 9 月に協定を締結しまして、来場者につきましては、初年度は期間も短く 38 万人というところでしたが、その後 100 万人を超え、コロナの影響も受けながら 80 万人、70 万人というところで推移しております。売り上げにつきましては、グランドオープンしました平成 30 年度につきましては、直売所、テナントを含めて 8 億 9,000 万円、その後令和元年度は 8 億 2,000 万円、令和 2 年度は 7 億 2,000 万円となっております。令和 2 年度及び令和 3 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして落ち込んでおりますが、運営努力により客単価につきましては、平成 30 年度が 1,600 円、令和元年度が 1,700 円、令和 2 年度が 1,800 円と増加するような形で経営のほうをされております。

**田村委員** センザキッチンにつきましては、そうですね、運営は成功されていると思いますけれども、あそこが成長戦略の目的でいきますと、様々ありましたけれども、雇用の創出であるとか所得向上であるとかっていう目的がありました。アンテナショップとしては、まだ成功しているとは言えないと思いますけれども、その売り上げが順調であるのは確かだと思います。そこでながと物産合同会社ですけれども、一次産業を中心とした所得の向上と雇用の創出を目的に、先ほども言いましたけれども本市も出資した法人であります。これはもちろんであります。市内生産者団体、事業者と緊密な連携を取るとありますけれども、ながと物産合同会社の設立の目的に市内生産者団体、事業者と緊密な連携というのは、具体的にこれまでにどのような方法で行ってこられておりますでしょうか。また、それが地域経済の活性化に向けて、どのように本市の中心的役割を果たしてきたのかご紹介願います。

**坂田戦略マネジメント班長** 「緊密な連携をとり」というところでは、一次産業者と連携して出荷者協議会のほうを設立され、その中で話し合い、商品につきましても話し合いをされております。また、先ほどは伝えておりませんが、

農林水産物の直売所棟の売り上げにつきまして、グランドオープンしました平成30年は4億7,000万円、令和元年度は4億7,000万円、令和2年度は4億2,000万円とあまり落ち込んでおらず、その分につきましても効率的な運営をされていると考えております。

**田村委員** センザキッチンの集客でありますとか販売でありますとかっていうのは、目標達成以上の成果が上がっているというところは私も思っております。ながと物産設立の当初の目的に向けて、しっかりと邁進していただきたいと思っております。それでは、次の質問ですけれども、陳列をされております商品ですけれども、これはながと物産が選定をされているということによろしいですね。

**坂田戦略マネジメント班長** 直売所棟にかかる部分につきまして、ながと物産のほうで選定されているものと、直接出荷者協議会のほうで出荷者のほうが出されているものの2種類となります。

**田村委員** 分かりました。道の駅センザキッチンの趣旨に本市の魅力ある農林水産物や特産品等を広く周知・販売し、人・モノの新たな流れを生むことで、地域経済の活性化を目指しているものであるとされておりますので、他市の産物、他市の店舗が見られますけれども、本市の魅力発信に向けて努めていただきたいと思っております。続いて運営についてもう1点お伺いします。出荷者協議会やテナントから、テナント料以外に販促協力金の徴収をしておりますよね。この使途について、執行部はどのように判断をされているのでしょうか。

**坂田戦略マネジメント班長** 販促協力金として1%取られており、その1%の使い道につきましては、出荷者協議会、またテナント会の中で話し合われて販売促進の用途に使われているということで聞いております。

**田村委員** 再度確認をいたします。その販促協力金ですけれども、出荷者協議会やテナントの合意と理解を得て使用されていると、適切に使用されているということによろしかったですね。

**坂田戦略マネジメント班長** ながと物産合同会社より話を伺い、話し合われて適切に使われていると考えております。

**重村委員** ちょっと1点だけ確認です。すいません、忘れておりました。指定管理をこうやって来年の3月31日をもって切れて、4月1日からまた5年間新たに。以前すごく問題になったのが、指定管理者に決まったながと物産合同会社とそこに入るテナント、ここの契約ですね。これも当然、指定期間が終わった時に無効になり、4月1日に改めて契約を結ぶ、テナントとながと物産が、そういう理解でよろしいですかね。

**坂田戦略マネジメント班長** テナントのほうの使用の許可につきましても、指定管理の期間と同じ期間を設定されて、それぞれで契約をされております。なので、この指定管理期間で終わりとなります。

**米弥委員** おはようございます。私が議員になって一番最初に一般質問でセンザキッチンのことについていろいろお尋ねさせていただきましたけど、現在、センザキッチンで勤めてらっしゃる方、また退職された方等の意見を2、3聞いております。というのが、現場の声が上に上がらないと。何て言うんですかね、現場の意見っていうのは、本当、対お客さんと接してらっしゃいますので、いかに大事か、その方々が言うには、もう数字の判断でされていると。そういうことを言われる従業員の方、結構いらっしゃいました。あともう一つ、社長である副市長がセンザキッチンに一度も来られたことがないと。社長がその会社である現場を見てするのがどこの企業もそうだと思います。やはり、上の人が現場を知らないとなりの人もついてきませんし、そういうことを念頭に入れていただいて、今一度また来年から始まるわけですけど、せつかくの働いてらっしゃる方の人脈っていうんですか、一人ひとりの個性を潰しているというような形で、私はそんなふうに思いましたんで、それは気をつけていただいて、とにかく現場の声を吸い上げていただければと思います。これはもう返事はいいですのでお願いしたいと思います。

**堀経済観光部長** 委員ご指摘をいただきました案件につきましては、我々のほうでもお聞きをしておる案件でもございます。もちろん経営会議の中で、我々のほうがお聞きした内容、さらには先ほどちょっと副市長が訪れてないというような話もございましたけれども、決してそういうことはなく、副市長も現場のほうを確認をされる中で、レイアウト等々につきましても経営会議でお話をさせていただいているというところもございます。まだまだ足りないというふうには考えておまして、当然、今後経営会議の中で、しっかりと議論をさせていただくという形をとっていきたいというふうには考えております。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第9号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は10時30分からとします。

— 休憩 10:22 —

— 再開 10:30 —

**早川委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** 議案第 10 号「長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について」は、議案参考資料 12、13 ページのとおりでございます。補足説明は特にございません。

**早川委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村委員** お先に失礼します。それでは選定結果のところですが、「全会一致で応募者を候補者として選定し市長に報告」とあります。長門湯本温泉まち株式会社以外の応募は何件あったのでしょうか。

**山下施設管理班長** それではお答えいたします。応募については、1 法人のみでございます。

**田村委員** 応募については 1 法人のみということでご説明がありました。説明資料 13 ページの (4) 募集・選定経過の表がありますので、ちょっとこちらを見まして、これの 1 番目、募集公告が 9 月 24 日となっております。1 者しか応募がなかったということなんですけれども、公募についての周知というのはどのような方法でされたのでしょうかということと、それは適切だったというふうに認識をされていらっしゃるのでしょうか。

**山下施設管理班長** それではお答えします。9 月 24 日に公告いたしまして、市のホームページ等においても、すべて募集要項、仕様書等もすべて掲載させていただき広く募集をしたところでございます。原課としては、適切な方法だったというふうに認識しております。

**田村委員** 周知については適切であったということです。これは後ほどの議案 11 号と、それから 12 号にもありますが、そちらのほうでは質問しませんが、応募書類の受付期間が 4 日間あります。この 4 日間という期間は適切であったのでしょうか。

**山下施設管理班長** それではお答えいたします。従来ならもっと長い期間というのが好ましいというふうに思っておるんですが、4 日間という日程においても適切だったというふうに考えております。

**田村委員** 4 日間で適切であったということですが、このあと出てきます金子みずぐ記念館については 7 日間、香月泰男美術館については 12 日間の応募期間を、受付期間を設けております。9 月 24 日の公告から募集、応募書類の受付開始に至るまでの間に、ほかに応募はなさそうだというような感触がなかったのでしょうか。

**山下施設管理班長** それではお答えいたします。応募期間、当初ですね、公告

いたしまして募集させていただいております。ただ、募集はしたところなんですけど、応募者のほうが最初は全く無く、応募自体も出るのかというような心配も正直ございました。ただ最終的に1者が手を挙げていただいて、今回の候補者となった次第でございます。

**田村委員** 分かりました。それでは、今回長門湯本温泉まち株式会社を選定されております。長門市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の第4条2項ですけれども、「主として、市に対し請負を行う団体」この括弧の中に「(市が資本金、基本金その他これに準じるものの2分の1以上を出資している団体を除く。)であって、市長、市の議会の議員、法第180条の5に規定する市の委員会の委員又は市の委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、清算人又はこれらに準ずべき者である団体は、申請資格を有しないものとする」とあります。まち株ですけれども運営資金が今、みらい振興基金から出されておりますけれども、こちらは該当するという、選定基準に該当するというのでよろしかったでしょうか。

**山下施設管理班長** それではお答えします。有資格に該当すると考えておりません。

**田村委員** 分かりました。確かに設立の出資は行政から出ておりませんので、そういった解釈だろうかというふうに思っております。続きまして、私は最後にしますけれども、長門湯本温泉指定管理者業務仕様書、先ほど9月24日にホームページ上にアップされたという資料にあります(19)管理にかかる経費等、これは8ページにあります。(5)納付金について、「乙の収支決算において収益が生じた場合、納付金の計算式により算定した納付金を毎年度甲へ納付すること。なお、納付方法については別途協定で定める」とありますけれども、これは条例のどの部分を根拠に、こういう規定を設けられているのでしょうか。

**山下施設管理班長** お答えいたします。条例にはそういうような項目はないということと認識しております。あくまでも今回の事業者の提案ということで、納付率の設定とさせていただいております。

**田村委員** そうなんですよ。1度目の指定管理の際にそういう文言が、応募者側のほうからあったように聞いております。先ほど事業者からの提案によりというふうにご答弁をされましたけれども、今回は応募以前に仕様書にこれが書いてあったわけですが、それはもう事前に話をしておいたということでしょうか。選定される事業者さんと。

**山下施設管理班長** それではお答えします。事前の打ち合わせ等は全くしておりません。例えば納付率0%という提案もあろうかと思えます。

**田村委員** すいません、その納付率0%を決める場合というのが、別途協定で定めるといったところで決めるということですかね。

**山下施設管理班長** それではお答えいたします。最終的には納付率、選定委員会のほうで採点基準等にも関係してまいります。そこでもう合格となれば、議会の承認を得た後に正式に選定者というふうな運びになろうかと思えます。そのときに基本協定等で基本的な事柄を設けまして、年度協定書におきまして、実際の金額、指定管理料等を明記するという運びになろうかと思っております。

**重村委員** それでは、多くはなく何点かだけ。指定管理料が3年で300万円と。それで予算に限っては、これはもう来年の当初予算で詳細は叩くしかないだろうと思うので、3年間で300万円。感覚で思うと、100万円、100万円、100万円かと思ったら、事前に調査してくれている委員さんいらっしゃって、若干違うと。それだけはここでの採決に必要な材料なので、教えていただけたらと思えます。

**山下施設管理班長** それではお答えいたします。3年間300万円の総額ということで今回応募要件のほうを出させていただいております。その中で、今回の候補者の方の提案で、令和4年度、5年度、6年度と3年間の収支計画を提出いただいております。ただその中で、令和4年度については、やはり今この現状のコロナ禍という状況もございまして、収入等についてはやっぱり不安定な面があるということで、均等の100万円ではなく、多くの指定管理料としたいという旨の提案がございました。

**重村委員** 多分金額がそれぞれ違う金額が載っているんでしょうけど、まさに今おっしゃったとおりですね、手を挙げられたまち株会社がおっしゃったとおり、実は今指定管理をしている湯守ですね。ここ、去年でちょうどこの指定管理の案件が出ているんですよ。それで、その金額は195万3,179円。今の指定管理期間中ですよ。ということで、合意形成に至って協定を結ばれていると。今回出てきたのは、だから3年間で300万円だから、金額的には多分数字が低いから、そこはまち株会社のご努力とかいろんなことを計画の中で勘案されて出てきた数字だとは思いますが、本会議でひさなが議員が、3年間で指定管理とする理由、そこにどういった効果が出るのかということで、その見解を聞かせてもらいましたけれども、私が思うに、去年の提案のときにもコロナの関係で、きちんとしたデータが取れないと。それで提出される側も計画書の作成が難しいと、今の現状ではということが書かれていますよ。去年の。今でも僕は、次の新型の変異株がうんたらこうたらというのは、今落ち着いているけど、それでGoToがどうなっていくかわからない、いつまでなのか、いつから始まるのか。そうすると、来年の指定管理であるその駐車場に来る台数というのも私は読めないと思う。読めない。で、これは指定管理料というのは、安過ぎてもいけない、ちゃんと管理をお願いする人が妥当な金額でちゃんと指定管理が受けられる状況を作らないといけないとなれば、私は3年ではなくて、こ

こは、湯守からまち株会社に変わるということ、そしてコロナの状況もまだまだ勘案しないといけない状況が、計画書自体、数字を見たらね、3年間先が読めんなどということで作っていますよ。そういうのを勘案すれば僕は、ここはもう一度、1年という選択肢もあったんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**山下施設管理班長** それではお答えいたします。今委員がおっしゃるように、1年でも良かったんじゃないかというような考えも当然あるかと思っております。ただ今回、3年というふうにさせていただいたというのは、やはり中期的な経営が期待できるというものは3年から5年だろうというふうに基本的に考えております。1年前は非公募で長門湯守さんの指定延長ということでお願いさせていただきました。実際、去年はまだ1年間の実績等も全くない状況ということもございました。今回公募するに至っては、令和2年度の1年間の実績が収支報告で提出されております。また、今年も、昨年並みの駐車台数というのが今確認できておりますので、今現在においては昨年並みの収入が見込めるというふうにも思っておるところで、3年とさせていただいております。

**重村委員** 次の質問にいけますね。説明資料の参考資料の13ページの一番下に書いてあります。指定管理者候補者の提案した納付金制度に基づく納付金のことです。だから指定管理料までの駐車場にチャリーンと入ったお金は、行政はいただきませんよ。それは指定管理料として使ってくださいということですよ。それで、一番下のア、イのところには、それを超えた金額になると150万円までは0.30、それで150万円を超えて300万円までは0.15、このイのところはね、これは湯守のときには私はなかったと思うんですよ。この約束事は。だから、これまでの指定管理と、来年4月以降指定管理者が変わる。この部分を、変わった部分をちょっと教えていただいているんですか。現行と来年4月1日以降たくさん車が来たときに、行政に納付する条件。今と来年4月が何が変わるのか。

**山下施設管理班長** それではお答えいたします。まず、現行の指定管理者と来年の候補者の違いということでございますが、今委員おっしゃるとおり、指定管理料以上の収益が出た場合、指定管理料全額返還というのは変わっておりません。それ以上の純利益が出た場合においては、一律30%を市のほうに納付するということが条件で、現行は進んでおります。来年の4月以降は純利益30%からちょっと収入制限というか、その区別がございまして、150万円を超える部分においては15%にさせていただきたいという提案がございました。その提案理由の中におきましては、今来訪者の方のマーケティングのための人流調査というものを行う財源としたいと。実際は人が来られて、行ったらどういう動きをしておるかということ、駐車場の運営についても、事業者の運営についても、

メリットがあるということで提案いただきましたので、そちらのほうの提案を今回選定委員会で承認していただいたということでございます。

**重村委員** だから超えた部分は、30%市に納めてもらう。これは今の湯守の現状ですよ。新しくまち株会社が指定管理をしたいと、公募で。その時の提案っていうのが、かなり上がったときには15%しか市に、ある金額からですよ、入れませんよっていう内容にしたいという申し出があったわけですよ。で、いい。「はい」と発言する者あり）間違いない。ということは、私が思うのは、なぜ今の0.3というのを——だって、指定管理料というのは適切な金額と思って両者が協定を結ぶわけですよ。それで人流調査とかに使いたいっていうのは、私はまさしくみらい基金の、毎年出てるでしょお金、その中でやればいいことであって、かなりその駐車場料金が行けば行くほどね、市に戻すお金を今回下げちゃうっていうのは、いかがなものかって私はそこにクエスチョンマークがつくわけですよ。そういう事業をするときには、当然、何て言うのかな、今評価委員会とかがあるからそこにまち株会社がちゃんと言われて、こういう人流調査をしたいんですと。おかしいじゃない。こっからね、駐車場からの人流調査なのかもしれないけど、そういう提案を飲んじゃう執行部がおかしいんじゃないかなって、私は今回そこに疑義があるわけですよ。いかがですか。

**堀経済観光部長** 委員ご指摘のとおり、駐車場からの人流調査、これについては駐車場の管理の上で、例えば駐車の間隔がどういう形になるのか、今後どういう運営を進めるために、利益が上がるような運営を進めるために、駐車場をどういうふうにご利用したらいいのかというところでのご提案というふうに判断をさせていただきまして、この度は提案をいただいた内容でということで選定をさせていただいたところでございます。

**重村委員** もう最後にしますがね、僕は甘いと。これは予算委員会でもありましたけど、ここでも甘い。はっきり言うと。そこはやっぱり行政は、だってやっぱり指定管理料は適正な金額で協定が結ばれて、そこまでは当然行政がお金取りませんよと、それは指定管理料として、だけどそれを超えれば超えるほど収入が増えていくわけだから、ここで市に戻してくれるお金っていうのをこの中で、協定書の中で取り決めるんですよ。ここにね、数字が出てきたっていうことは、概ねこの内容で協定書を結びますよっていうことが記載がしてあるはずなんです。そのときに、行けば行くほど、今度はある一定のところまでは30%だけど、今の湯守と一緒に、それを超えると15%しか返しませんと。市の方に入れませんか。それはなぜかっていったらそういう人流調査をしたいからです。当然、人流調査をしてもらって構いません。今後のために、駐車場からどういう動線になっているのかっていうのは必要だと思いますよ。だけど、それはまち株会社が、あの湯本温泉街の何て言うのかな、一体的な運営、そし

でデザインをしていく中で、必要とあれば僕はみらい振興基金の中でそれは事業をされればいいし、それをね、何て言うのかな、議会は僕は否定しないと思いますよ。そういうところで、そういう提案を、そうですね——だってそれはね、市に入ってくるお金を、極端に言ったら市民みんなの財産を少なくしちゃってるわけでしょ。まあいいです。部課長も無理だったら、あと副市長にまた答弁を求めますから。

**田村委員** ありがとうございます。重村委員がおっしゃることもごもつともだなどと思いますけれども、この指定管理ですけれども、民間ノウハウを活用してまちづくりをするであるとか、効率の良いサービスの高い管理をしてもらうというようなことがあると思います。先ほどからちょっと納付金の話ばかりで申し訳ないんですけれども、儲かったら返せっていうのは、モチベーションが上がらないと思うんですよね。民間の給与はやっぱり儲けてなんぼというところがありますので、そういったところも今回の公募で応募が1件だった、何て言うか、儲かりそうにないとかですね、それから、何かこうややこしい取り決めがありそうとか。そういったところが二の足を踏むところだったのかな、それか、よっぽど周知不足があったのかわかりませんが、周知は先ほど十分ということでしたからいいんですが、民間を活用するというところで、先ほどは15%に変更された部分について、基金を使われたらどうかということがありました。それについても私も異論はありませんけれども、今、それこそ先ほどライトアップの話はこの委員会の前にしてましたけれども、元乃隅神社はあそこのまちの方が駐車場の管理をされておりますので、まちづくり協議会の中に基金を作られているのかわかりませんが、そこにまちづくりのために使うお金として確保されているということはありますけれども、何か湯本に使えるようなそういう運用とですね、それから民間に頼むのであれば民間のモチベーションが上がるような方法というのをあわせて考えなきゃいけないのではないかなあというふうに思います。すいません。答弁しにくいと思いますので答弁は結構です。

**堀経済観光部長** お答えをさせていただきます。もちろん元乃隅神社の駐車場につきましても、地域性がある中で、管理を地元をお願いをしていくということも当然ございます。さらには湯本については、まちづくりプランのある中で民間経営の促進をという中で、駐車場についてはこのような形をとらせていただいていると。やはり地域、地域の特性がある中で、そのあたりは行政としても判断をさせていただいていくということも、今後も検討させていただくということを考えていこうというふうには思っております。

**重廣委員** 私は1点だけ。これは、今事業計画を提出していただいて、それをもとに選定されたということですよ。私が1点聞きたいのは、施設の維持管

理、施設管理や、美観の維持管理という言葉がございまして、市長のひさなが議員の質疑に対する答弁の中にも、剪定の管理などの維持管理ということが出ております。これは駐車場のみですよ。それで、この維持管理についてどのような提案がなされたのかを伺いたいと思います。

**山下施設管理班長** 特に美観の維持管理ということで、今回、応募の要件の仕様書の中で、駐車場内における植栽の洗い出しをしております。それを、一年中の維持管理タイムスケジュール等も全部示させていただいた中で、こういう管理をしてくださないと、当初こちらのほうから要件のほうを提示させていただいております。当然その費用等も今まで以上に嵩むということも、当然視野に入っております。ただ、湯本全体の清掃についての条件というのはないんですけど、今地域や団体との協力で、湯本全体の清掃をオソト活用協議会さんと連携して現在行っておられるというふうに思っております。あくまでも今回は駐車場の美観清掃という仕様で出しております。

**重廣委員** これはなぜ私はこんなことを聞くかというのは、今の竹林の階段とか紅葉の階段とかがありまして、その地域の団体、オソト活用協議会等も含めて、それが当初の説明であれば3年間は業者を入れて剪定をいたしますと。駐車場以外ですよ。紅葉とか竹林とか。ただ、その剪定のときに地域の方も参加していただいて、4年目からは地元で剪定をしていただく、地元で管理していただくって話になってるんですよ。それからちょっとどうなったかわかりませんが、2年前はそういう話でございました。駐車場の維持管理はお金をかけて、この中で入ってるわけですから、提案としてお金をかけて指定管理として出すが、周りのことについては地元でやってくれ、市から言ったらそういう投げ方だろうと思うんですけど、駐車場は綺麗であるけど外が汚いとか、逆のことも考えられるんですよ。僕は足並みを揃えて同じにやるべきだと思っておったんですが、このことについて原課としてどのような見解をお持ちなのか伺いたします。

**山下施設管理班長** 委員おっしゃるとおり、湯本全体のことということで、駐車場に限らずということで、今お話があったということと認識しておりますが、今は地元の方といろいろな関係団体の方が協力していただいた中で、今毎月1回は必ず清掃していただいております。自分たちの手で、地元は自分たちで守るというすばらしい精神のもと今後やっていただいて、行政も手伝えるときに手伝っていきたいというふうに考えております。

**重廣委員** その今のご答弁では、ちょっと私の質問に対して違うような感じがするんですよ。例えばですね、駐車場に関しては指定管理でお金を出すと。このような清掃業務は入っているわけですから、地元に関しては地元の責任においてやってくれと、そういう言い方だったんですよ。すごいギャップがありま

すよね。駐車場から一步出たらごみがあるかもしれません。逆も考えられます。そのことについてどのように考えているかっていうことです。私はこの駐車場の美観とか維持管理も、全て地元で同時にやってくれというふうに言われるのはわかるんですけど、この度の指定管理の中に金額として入ってますから、例えば駐車場はいつも綺麗ですけど外は汚れている状況にあるかも知れません。全国トップ 10 に入るための、そぞろ歩きをしながらの美しい環境を整えていかなければいけない、それを皆考えておられるんですけど、ちょっと差があるんじゃないかというふうに感じます。エリアマネジメント業務をされますまち株式会社、全体を見ておられるかもしれませんが、駐車場だけは指定管理で、例えば掃除をするため、清掃するため、剪定するためにですね、幾らかお金が出ているという感じがしますので、その違いについてどのようにお考えかとお尋ねしております。

**堀経済観光部長** 委員ご指摘のような状況になっているところでございます。もちろんこの施設につきましては、駐車場の管理の条例のもとに今市が管理するという中で、美観維持についても指定管理として出させていただくという形を取らせていただいたと。片やまちづくりに関しましては、先ほどからご指摘のある竹林の階段、さらにはそれを下ったところの中心におきましても、まちづくり全体の中で、まちづくりをマネジメントしていくというところでのこれまでの話し合い、経過の中で行っていただくというところを決定させていただいているところでございます。そういったこともあって、今回指定管理の中で、今回この委員会に諮らせていただいております指定管理者の指定につきましては、当然その駐車場だけということにさせていただきました。その形について疑義があるというご指摘ではございますが、先ほどお話したように、まちづくりの中での考え方として、竹林の階段等はこれまでの話し合いの経過の中で行っていくというところもございまして、ご理解いただきたいというふうには考えております。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 10 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

**重村委員** それでは、副市長にお尋ねします。まず 1 点目は、先ほどの件にお答えをいただきたいと思えます。内容は分かりますよね。言った方がいいかな。今回、指定管理者が湯守から来年 4 月以降はまち株にお願いしたいということで、ある一定料金以降の長門市のほうへ納める金額というのが変わっています。で、たくさん停まれば停まるほどある数字のところから、長門市に入るお金というのが低くなる。これには、向こうからの提案ですけど、疑義は持たれなかったのか。その計画を作るという内容は、私はみらい振興基金から使って全然問題ないお金だから、そういうことをやってもらっているんですよ。そちらの

ほうからということでこの協定を結ぶにあたっての条件に入れる必要はないんじゃないかと思うんですけど、まずその見解を。

**大谷副市長** それではお答えをいたします。私は先ほど委員からもご指摘がありましたように、指定管理者候補者選定委員会の委員長もしております。私もこの提案を受けたとき、150万円以下については従来どおり30%、そして150万円を超える部分については15%という提案がございました。私はちょっとこれは委員と同様、疑問に感じました。これはなぜ15%なのかと。私自ら候補者の代表に問い質したところ、先ほどおっしゃったひさなが議員に対する市長の答弁にありましたように、その3年間、指定管理期間を3年間にした理由の1つに「駐車場の利用状況を分析し」ということを申し上げました。先ほど担当は人流と申し上げましたけれども、この駐車場の分析に使いたいと。つまり、現在稼働率が大変低くございます夜間の対策、それから滞在時間が延長、つまり長びくことになると、ちょっとまけてもらいたいというような、いろんな利用者からのご意見を踏まえて、このまち株会社のほうとしては、例えばコイン駐車場でよくございますように夜9時から朝の6時までずっと通しでそこに停めている場合は500円だとか1,000円だとかいう定額制にしているケースもございます。そういった対策によりまして、さらなる利用増を図りたいというような、候補者の代表からの答弁がありましたので、私はこれを了としたところでございます。ただし、担当課に対しては、このプレゼンといいますか、終了後はその選定を全会一致で了としたわけでございますけれども、そのあとに、私自ら担当課に対しては、この15%部分、この利用を、つまり15%を上回る残り15%ですね。30マイナス15の15%部分については、しっかりチェックしろと、検証しろということは指示をいたしたところでございます。そういう意味で、委員からはこれこそ基金の利用先ではないのか、利用しても構わないんじゃないかというご指摘もありましたけれども、しっかりこの現状分析に使われることを検証するということ、私からも指示しているところでございます。その点ご理解を賜りたいと存じます。

**重村委員** 内容は若干違ってきたかなと、私の見解の違い、何ていうか勘違いもあったのかもしれませんが、駐車場の今後のさらなる利用・活用のデータを取りたいと、模索していきたいということで、それなら確かにみらい振興基金じゃなくて別の事業として財布から出ていくべきなのかなと思いますけど、でも、極端に言うのですよ、行けば行くほどお金が出てくる。そのデータを取ったり、1つ何か駐車場のあり方についてまち株会社さんが分析をする。そういったときにね、例えばそれが50万円かかるものなのか、30万円で済むものなのかとなると、これは入ったら入っただけ今のこの協定の内容だったら、まち株会社にチャリンと入っちゃう。だからいかがなものか。それよりも、極端に

言ったら、前段のところでは 150 万円までのところを極端に言ったら 0.1 に抑えて、その中でやってくれと。それ以後は、0.3 はちゃんと返していますよというほうが私は明らかじゃないかなと思うんですよ。ある枠の中で、そういう分析調査をやってくれと。だけど、極端に言ったらコロナも全く心配がなくなって、本当に夏ぐらいからどんどん来る。そしたら、この数字を超えていったときには、市にちゃんと 0.3 は入ってくるんです。0.7 はご努力があつてのことだろうから、ちゃんとまち株が自分として取れる。私はこっちのほうが何かすつきりするし、説明責任もとれるんじゃないかなと思いますけれどもね。まあこの議論はもうやめましょう。もう 1 点だけ最後に。そもそもです。私は指定管理者と締結を結ぶというのは、そこに行政とその団体とに信頼関係があつてこそだと私は思うんですよ。いくら公募してきても、何とも分からん団体、それは絶対締結しないはずですよ。だって管理運営を、ここだからやってもらえるっていう、お互いの中で確認し合つてのことですから。私はまち株会社に関しては、私の中では評価は今かなり低いと。先ほど剪定のこともありましたけど、湯本の駐車場を管理運営していく中では、駐車場の例えば剪定がある、ごみを拾わないといけん。これはまち株会社が全部社員がやるのかということそうじゃないですよ。多分市民の方と一緒にやると。だけど、補正予算の中でもあつたように、本当にまちの方たちと信頼関係のある会社なのか、そういうのを思うと、ここに指定管理を任せて、まち株会社自身はやる気があるかもしれない。素敵な計画書を出してくれているかもしれない。しかし、任せる会社として指定管理者として適なのか不適なのか、そういうことを突き詰めて考えると、私は不適、今の現状を見ると。もし、1 年様子見でというんならまだ分かる。でも今回 3 年を結ぼうとしているわけですよ。1 年の間にそのあたりをきちんと改善してできればね、そのあと 3 年結べばいいですよ、はっきり言ったら。私は 1 年様子を見るということも執行部の中に戦略的にね、考えてもいいんじゃないかなと思うんですよ、副市長の。だから信頼関係が——まあ信頼がないとは言えないだろうけど、僕はそこに疑義がありますよ。評価は低いですよ、今、私の中では。この見解をお願いします。

**大谷副市長** ただいま委員からは、まち株式会社に対してのご評価が低いというようなお話がございました。いろいろ、一昨日の予算決算常任委員会でのご議論、それを踏まえますと、そういったご意見もむべなるかなというところも私自身感じるところもございますけれども、この駐車場管理に関しましては、令和 3 年度まで長門湯守株式会社、こちらで管理をしていただいております。この共同代表が現在のまち株式会社の代表取締役であり、そして取締役である。このお 2 人が今現にこの駐車場を管理していただいているわけがございます。その結果、指定管理料もすっきりお返しいただいた上に納付率 30%、これも市

の歳入として入れていただけたところがございます。繁忙期には4サイクル、連休にあつては5サイクルといった形で、概ね100台の車が、連休の間には500台、5サイクルにわたって利用いただいていると。そして、それは国道をちょっと遮断したりとか、いろんなトラブルはございましたけれども、その都度共同代表は走って、その現場に走って解消に努めてこられた、そういった実態を私は見ております。そういったお2人が、今回それこそまち株式会社の役員であるわけがございますけれども、このお2人から再度、このまち株式会社として、いわゆる湯本全体のエリアマネジメントをつかさどるまち株式会社として、この駐車場をより発展させたいというご意思を持って今回応募されたというところで、私としては、これまでの実績を見ながら評価をしているところがございますし、ぜひ申請に沿って3年間頑張っていたいただきたい。それから、3年間と言いましても、1年ごとに実績評価もでございます。その中で、私も不躰な質問を先ほどの選定委員会でいたしました。まさか、まち株式会社の懐に入るようなことはないでしょうねと、こういうような質問をさせていただいたんです。しかし、厳としてそういうことはございませんというお答えをいただいていますし、担当課にもそこは厳しくチェックをさせます。そういったところで、ご理解を賜りたいと存じます。

**田村委員** そうですね、今副市長からも長門湯守の話に触れられました。湯守の共同代表が、そのまち株にも携わっておられます。もともとまち株というのが、長門湯守とオソト協議会と、それから長門湯本温泉旅館協同組合で立ち上げられた法人でありますよね。先ほどからの重村委員のご発言にもありましたけれども、何て言いますか、指定管理料を何%かを協定で取り決めて、返せるぐらいにこれは儲かる事業なんです。儲かる事業って、そこはもうマイナスにならない事業じゃないですか。副市長、今回ですね、長門湯守さんですけども、少なくともこの事業を受け持つにあたって、マイナスになっていたわけではないと思うんですが、先ほどまち株式会社が湯本全体の活性化を考えたというふうなこと言われたと思いますけれども、湯守も同じ気持ちだと思うんですね。なぜ今回湯守は手を挙げられなかったんでしょうか。どのようにお考えですか。何かまち株との調整があつたということですかね。

**大谷副市長** お答えいたします。民間企業のことですので、私が詳細を承知しているわけではございませんけれども、仄聞しておりますところによれば、長門湯守は当面、その駐車場については指定管理を受けるけれども、いずれは、まち株会社、こちらで引き受けたいというご計画であつたことは承知をしております。それもやはり駐車場というのが、あの位置にある駐車場が、この前予算決算常任委員会でも申し上げましたけれども、動線が変わる、一番の玄関口になる、長門湯本温泉にとって玄関口になる。その玄関口は、いずれはそぞろ

歩きを含めて、湯本温泉全体の活性化につながる 1 つのツールでございます。ここをしっかりと管理していきたいというような、湯守さんにとっては最初はそういうお考えでしたけれども、いずれはまち株式会社の趣旨に沿ってそちらに任せたいという計画であったというふうには伺っております。

**田村委員** 分かりました。今回、応募をされてきた業者さんが 1 件だけだったということなんですよね。湯本のまちづくりの目標として、新たな投資を呼び込むであったりとか、新規参入を促すというようなことがあったと思います。で、選定基準がありますので、どういった法人が手を挙げられても、駐車場の管理運営自体がそんなに極端に悪くなるとか、もしかすると良くなることはあるかもしれませんが、そういった競争の中でされていったらいいなと思うんですけれども、今回応募が 1 件だけだったということについて、副市長はどのようにお考えでしょうか。

**大谷副市長** お答えいたします。この駐車場を最初に指定管理にもっていくときに、実際ほかの民間事業者、先ほど私はコイン駐車場という話を申し上げましたけれども、そちらから引き合いが 2, 3 あったことは事実でございます。しかし、最終的には湯守さんだけがご応募をされたというところで、やはり湯守さんにしても、今回のまち株さんにしても、あくまでも駐車場は湯本活性化のための 1 つのツールであると、玄関口であると。ここをしっかりと押さえておかないと湯本の活性化につながらないと、そういうお気持ちは、ほかの民間事業者さんにはなかなかご理解いただけないところかもしれません。単に収支が均衡すれば、そして利益が上がればというところが、一般の駐車場事業者の考え方とは思いますが、例えば駐車場利用者に対しては恩湯の利用料金を下げるとか、そういったセットの割引策ということも考えられるわけでございまして、特に市民の皆様からご要望が多い、何とか駐車場を少し下げてでも、恩湯に行きたいという方にとってかなり高額になっているというご批判もいただいています。そういったところは、先ほどの共同代表は耳が痛いほど聞いておられるところでございますので、こういったところをぜひ、今回は駐車場、そして湯本の活性化という形の中でご検討いただきたい。そして、しっかり指定管理を受けていただきたいと、私はこのように考えているところでございます。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

**重村委員** それでは、ただいま議題となっております議案第 10 号「長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について」、反対の立場から討論させていただきます。今ご存知のように、質疑とご答弁の中で明らかになってきたように、まず 1 つは、指定管理者の指定というのは私たちに今問い質されているのは、この団体が適任なのか、適任ではないのかという案件であります。1 点目は、私が反対

する理由としては適任でない。1つは湯本の地区住民の方との信頼関係、そして執行部との信頼関係がきちんとあるのかと。そこに疑義が、補正予算の中からの関連もありまして、ここに疑義が生じるというところであります。2点目は、中の協定書の内容であります。ある一定の金額を超えた時点での市の歳入として受け取る額、ここに疑義があるという点でございます。3点目は、指定期間の3年という数字であります。今の状況を鑑みて、1年であれば私はひょっとしたら賛成するかもしれませんが、今、社会の情勢、そしてまち株会社の体制、そして湯本の地域住民との中での連携、これを考えたときに3年間、市の公共の施設をこの事業者指定管理をさせるということには大いに疑義を感じます。以上をもって、反対討論とさせていただきます。

**早川委員長** ほかにご意見はありませんか。

**田村委員** それでは、私は、議案第10号「長門温泉温泉駐車場の指定管理者の指定について」に賛成の立場で討論をさせていただきます。重村委員がおっしゃることはごもっともだと思いますし、私も今まで重ねていただいた答弁の中で、納得のいったところ、そしてそこはどうかと思うところも確かにありはしましたけれども、先ほど副市長がおっしゃったように、湯本全体のまちの活性化ということを考える団体として、まち株式会社というものは代表が長門湯本温泉旅館協同組合の理事長であり、それから地元の旅館経営者の方であります。そういったところ、今後ですね、湯本温泉のマスタープランの目的でもあります湯本温泉の面的再生を目指すといった中で、そういった背景のある湯本に思いのある方が代表を務めている団体というものを私は指定管理者にする、指定管理を任せる対象として適する団体の1つであろうというふうに思っております。本来でありましたら、もう何社か応募があつてということをお個人的には希望しますが、今回そういった1社ということでしたので、今回出てきたわけですが、私はその代表の湯本を思う熱い気持ちに期待をしたいと思っております。以上です。よろしくお祈いします。

**早川委員長** ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よつて、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

**堀経済観光部長** 議案第11号「金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について」は、議案参考資料14、15ページのとおりでございます、特に補足説明はございません。

**早川委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

ありませんか。

**岩藤委員** お疲れ様でございます。数点ちょっと質問をさせていただきます。まず、金子みすゞ記念館が指定管理されることについて、市としてメリット・デメリットをどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** お答えさせていただきます。一般的に申し上げまして、指定管理させていただくことで行政のスリム化であったり、人件費削減といったコストカット、また契約手続きの簡素化といったことがメリットというふうに考えられるとは思いますが、また、今回公益財団法人長門市文化振興財団様からご提案といたしますか、申請書でご提案していただいた中にも、現在、本年度から既に指定管理を受けていただいておりますくじら資料館であったり、村田清風記念館、これらに加えまして、今回金子みすゞ記念館、あとで出てきます香月泰男美術館とかありますけれども、こういった長門市の誇る、いわゆる文化施設 4 館すべて、これまでの単体で考えるのではなくて、いわゆる点と点を結んで一体的に考えていく、こういったことが非常に大事でございまして、そういった中で、4 館が今後連携して情報発信を行っていったり、統一のテーマで企画展を開催すると、こういったことが来館者数の増加につながる。こういったことが一番のメリットじゃないかなというふうに長門市としても考えておるところでございます。また、デメリットでございますけれども、一般的にこちら指定管理者さんが例えば 1 期で撤退してしまうとかいったことが想定されるのかなと思うところがありますが、今回の指定管理者選定の際にはですね、ほかの項目いろいろありましたけれども、地域との共存共栄といった項目について特に重きを置きまして選定をいたしておりますので、今回の団体さんにおかれましてはそういったデメリットは想定されておりませんので、特にデメリットということに関してはあまり考えられないかなと思っております。

**岩藤委員** デメリットはないという考えということでしたが、金子みすゞ記念館が指定管理されることについて、関係者、今までの思い入れのある館長さんとかいらっしゃいますが、関係者との調整はきちんと行われているのかお伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。前回、9 月議会で条例を改正させていただいたときもそうですし、今回の指定管理者の選定といったところ、こういった段階ごとにきちんと関係者の方には説明をさせていただいておりますので、一応ご理解を得ながら進めていくといった認識でございます。

**岩藤委員** 次の質問に移りますが、応募の資格の中に 3 点ほど挙げてあります。「市内に事業所を有すること」、「法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの」、「国や地方公共団体での同種類似業務等の実績があること」とあります。選定委員会では全員一致で応募者を候補者として選定され

たということではありますが、評価結果、内容についてお伺いいたします。また、評価にあたって特に重視されたことはあるのかお伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。審査結果につきましては、ホームページでも公表させていただいておるところでございますが、いわゆる運営方針であったり、それから管理能力、財政的基盤等の基本的な項目のほかに、今回は地域の関係団体及び事業者等との連携や協働による事業の展開が図られるものであるか、それから、地域経済や地域活動を活性化する方策が施されているかといった、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、いわゆる地域との共存、また共栄につきまして、一番重きを置いて選定をさせていただいたということでございます。

**岩藤委員** 分かりました。それでは、指定管理の期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっております。長門市くじら資料館と村田清風記念館は5年となっておりますのに、ここの2館が3年間と決められた理由は何か、お伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。長門市くじら資料館と村田清風記念館の指定管理、こちらを5年間に選定をいたしましたのは、非公募であったということもあるんですけども、ルネッサながとの指定管理と、この2館を合わせて3館が連携した企画をより実施しやすくするためといった理由から、そのときのルネッサながとの指定期間に合わせて5年間とさせていただいたところでございます。本来、指定管理の期間につきましては、施設の目的や実績を勘案して適切な期間を決めることというふうに定められております。今回、この金子みすゞ記念館の指定管理期間は3年間というふうに設定させていただいたことはですね、やはり、指定管理料の妥当性という観点から、やはり長門市くじら資料館であったり、村田清風記念館といったところと比較しまして、やはり財政規模が非常に大きいといったこと、またコロナの影響が予想以上に長期化しておりまして、なかなか回復の兆しが見えないといったことが挙げられます。当然これによって、収支、特に収入のほうが不安定なところもございます。これが指定管理料の算定にも非常に影響してまいりますので、そういったこと、それからまた、やはり受け手になれる方の中長期的な計画等も当然あるというふうに思いますので、5年というふうではなく、単年というわけでもなく、3年というふうにさせていただいたところでございます。

**岩藤委員** それではちょっと最後に、指定管理料の額4,086万9,000円、この積算内容と言いますか、それについてお伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。指定管理料の内訳でございますが、収入はまず入館料、それから物販料、それから太陽光の発電料がございませう。それに対しまして、支出は一番大きいものがやはり人件費となっております。

す。それからそれに係ります職員の共済費と、それからほかは需用費であったり、施設の施設管理料といったところが主な内容と、来年度から指定管理になるといったことで消費税の予定納税額といったものが主な内容として挙げております。

**岩藤委員** その際に、指定管理料を決める時には入館者とかは、コロナである時期の最低の入館者数を見込んで計算をされているのか、お伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** 最低のラインで、今年度の数値はまだ確定が取れておりませんので、一応令和 2 年度の決算額をベースに今回の指定管理料は算定をさせていただいたところでございます。

**重廣委員** 私は 1 点。この金額ですが、人件費の削減やコストカット等という説明がありました。この指定管理をすることによって、この 3 年間の総額でもいいですけど、していない場合とした場合、経費的な金額の差ですよ。どの程度を見込んでおられますか。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。先の質問でも申し上げましたけれども、令和 2 年度の決算額をベースに指定管理料を比較しますと、支出におきまして 84 万 6,000 円ほど減額ということになっております。3 年間の平均額と比較して、令和 2 年度の決算額を比較しますと 84 万 6,000 円の減額というふうになっております。

**重廣委員** 2 年度の決算を基準ということを言われましたよね。この入館料、今はコロナでありますので、コロナが収束といいますか、オミクロン等々も言っておりますけど、完全に収束した場合、いくらか増えるんではないかと、入館者は当然増えますよね。例えば入館料収入というのも増えると思うんですが、その場合の対応はどうなりますか。今これは 3 年ですから、現時点での金額と言われましたけど、入館者が増えた場合はどのような対応をとられるのか伺いたしたいと思います。

**市川文化・国際交流班長** 入館料が増えるということは、当然利益が増えるということでございますので、こちらは募集要項なり仕様書に謳わせていただいておりますけれども、過大利益と算定されたもののうち 20%を市に納付していただくように今考えております。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 11 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 12 号「香月泰男美術館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** 議案第 12 号「香月泰男美術館の指定管理者の指定について」は、議案参考資料 16、17 ページのとおりでございます。特に補足説明はございません。

**早川委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

**岩藤委員** これ、ちょっと申し訳ないんですけど、すごい 11 号と質問が被るんですよね。よって、またなぞるように質問していったほうがいいですか。

**早川委員長** どうぞ。

**岩藤委員** はい。では、あえてですね、また香月泰男美術館の指定管理者の指定について、メリット・デメリットですね。お聞かせ願えたらと思います。

**市川文化・国際交流班長** お答えをさせていただきます。先ほどの答弁と重なる部分が多くございますが、やはりメリットといたしましては、行政のスリム化であったり、人員削減等のコストカット、それから、契約手続き等の簡素化といったことが一般的には挙げられると思いますけれども、今回、先の金子みずゞ記念館の指定管理者同様、公益財団法人長門市文化振興財団さんからのご提案の中にもございましたとおり、これまでの市内の館をそれぞれ点と点ではなく、4 館まとめてスケールメリットを活かして展開をしていく。そういったことが館ごとの滞在時間の延長であったり、周遊といったこと、観光振興につながるといったことが、やはり一番のメリットじゃないかなというふうに市としても考えておるところでございます。それから、デメリットに関しましてですけども、こちら先ほど言いましたけれども、本当に指定管理者さんが撤退してしまうこととかということも想定されなくもないんですけども、そういったことも見越しまして、地域に共存共栄する団体を一応選ばさせていただいておるというふうに思っておりますので、デメリットに関しましては、本当に特にあまり想定をしておらないところございます。

**岩藤委員** 分かりました。そしたらですね、香月泰男美術館が指定管理されることについて、香月家とか関係者との調整がきちんに行われているのか、お伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。こちら 9 月の条例改正時、それから今回の指定管理の件に関しまして、段階ごとにきちんと説明を行っておりますので、一応理解を得ながらやっているという認識でございます。

**岩藤委員** 選定委員会のこともさっきと内容のお答えが一緒だと思うので、ちょっとここは割愛をさせていただこうかなとは思いますが、積算根拠についてはひさ

なが議員が質疑でお答えされて、没後でしたかね、記念行事を行うというふうなお答えを聞いております。最後に1つ、香月泰男美術館の運営基金というものがございますが、これについてはどういうふうな扱いになるのか、お伺いいたします。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。香月泰男美術館運営基金につきましては、これまで同様、香月泰男美術館の管理運営に資する場合に限りといった基金の設置目的に従いまして、今後も長門市で、これは取り崩しですけれども、行ってまいりたいと思いますので、こちらに関しては、指定管理者さんではなく、引き続き長門市で行っていくということでございます。

**岩藤委員** それでは、指定管理者から何か要望が、金額の請求があった、これは何か直したいとかそういう要望があったときに基金は、長門市として取り崩しを行うというお考えでしょうか。ちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。具体的に、例えば今年度、昨年度であれば、ある一定、例えば100万円といったところを目安といたしまして、作品の修繕等に関するお金、当然支出のほうで予算化をしておるところに、基金から財源を充当するといったスキームで毎年行っておりますので、基本的には今申し上げました管理運営に資する場合に限りといった条例の設置目的に従い、館のほうから、例えば来年度からシベリヤシリーズのこととかもありますので、そういったものに使いたいといったことの相談を受けて、額の妥当性であったり、残高の妥当性といったものを勘案しながら、市として引き続き財源充当をしていくといったことでございます。

**田村委員** 先ほどの金子みすゞ記念館の指定管理についての答弁と、それからただ今の答弁にもありましたけれども、同じ指定管理者によって4館を管理することによって、点を線につなげるというふうなご説明がありました。ただ、これまでも4館共通の入場券であったりとか、共同のパンフレットみたいなものも作ってこられました。答弁でそれだけおっしゃるからにはですね、指定管理者、選定業者の方から何かしらの提案があったのかと思いますけれども、これまでになかった、その4館の情報発信であったり、集客についてのご提案についてご説明をお願いします。

**市川文化・国際交流班長** 公益財団法人長門市文化振興財団さんからのご提案の中にあっただのは、現在ルネッサながとで観劇ツアーを行われておるといった既存のツアーとの連携、それからルネッサながとのサポーター制度とか、情報誌の発行といったところで、情報発信は連携していこうといったところがございます。それから、香月泰男美術館に関しましては、令和5年度、令和6年度と周年記念事業等がございますけれども、今後は4館で、例えば共同の企画展、

共同のテーマを持って企画展を行って周遊してもらったりすることを今のところ考えて——具体的にどういったテーマをといたところまではまだお話いただいておりますけれども、そういった統一のテーマで周遊していただくような企画展を積極的にやっていきたいというふうに伺っております。

**田村委員** 今、業者さんからのご提案についてお伺いをしました。もう他に何ていうか、ふさわしい団体も長門にはないだろうという気持ちでありますので、そこには別に口を挟むこともないんですけれども、それをサポートする行政としてと言いますか、情報発信、ルネッサさんにしても情報発信は上手ですし、割と回数を頻繁にされているのでアクセスも多いと思うんですけれども、やはり市の公式ホームページであるとか、ななびであるとかの情報発信に比べると、何ていうか、アクセスの差があるというところがあると思いますので協力が必要ですし、もちろんそうされるつもりではあるんでしょうけれども、今後どのような4館のサポート体制を取られていくのか、お考えをお聞かせください。

**市川文化・国際交流班長** お答えいたします。今後も引き続き協力していくことは当然なんですけれども、今回先行して出した2館に関しましても、今ルネッサながとの指定管理者である長門市文化振興財団さんのほうから、例えばくじら資料館に関して全国的にどんな団体があるのかとか、今長門市がどういう団体に所属しておってどういう連携をしているのかという問い合わせを、すごく日々いただいておりますので、そこに、逆に自分からアクセスしてこういう企画を行いたいたとか、そういうことをいろいろ相談を受けながら市としても協力できることは協力していきますといった、新たな提案とかも非常にいただいております。村田清風記念館に関しましては、実はホームページが今ない状態なんですけれども、こういったことが文化振興財団さんのホームページであったり、今後ななびとか市のホームページと連携して情報発信を強化していくことも可能かなと思いますので、当然この金子みすゞ記念館、香月泰男美術館に関しては、十分なネームバリューがあるわけなので、ある種行政よりも民間の力を借りてさらなる情報発信をというところに期待して、この指定管理に出しておるんですけれども、当然基礎的なところであったりとか情報といったところは引き続き協力して行って、なるべく民間さんの活力を活かして、さらなる発展をするためのお手伝いといったところで引き続き協力をしてまいりたいというふうには感じているところでございます。

**重廣委員** 様々な説明がございましたが、7,118万2,000円ですか。指定管理した場合としない場合のメリットについては、どのような金額をはじいておられるのか伺いたいと思います。

**市川文化・国際交流班長** 指定管理料につきましては、3年間ばらつきがございますけれども、平均した金額と、こちら令和2年度決算額、これを比較して

みましたが、実はトータルでは単年でいくと 261 万 6,000 円ほど上がってしまいます。ただ、これは特別経費と言いますか、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、来年度から山口県立美術館からシベリヤシリーズを借りまして、年に 1 回習作と比較する比較展という企画展示を行う予定にしておりますが、こういったことを開催、新たに行ってまいります。それから、やはり人件費、派遣職員の人件費であったり、館長さんの人件費ということで、これまでになかった人件費といったものが発生をするので、こういったものは直営であっても当然プラスになっていくものでございますので、単年でこれまでとというふうには比較できないんですけれども、実はその部分で 210 万円ほど上がるかなというところで、経常経費だけをとってみますと、いわゆる通常の職員賃金であったり、清掃等の業務委託料であったり、備品を購入するなどのそういうお金に関してだけをとってみると、単年で見ると 186 万 1,700 円ほどマイナスになっておるので、経常経費の部分ではしっかりと削減をしていただいて、特別経費の部分ではちょっと、直営であってもこれはお金がかかるといったところで、ぜひご理解をいただけたらなというふうに考えているところでございます。

**早川委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

**岩藤委員** 副市長にお尋ねをしたいと思います。議案第 11 号と第 12 号を合わせて、やっぱり行政っていうのは文化継承と保管とか、そういうものを考えていくべきだと思うんですが、副市長として文化行政のあり方についてどのようなお考えをされているのかということと、今田村委員からもありました、いろいろな事務量といい、いろいろなことで作業量がすごく増えるとも考えられるんですが、それについてのサポートと言いますか、これについて副市長のお考えをお尋ねいたします。

**大谷副市長** お答えいたします。まず文化行政に関しての私の所見と言いますか、それについてのお尋ねでございます。先ほど委員が前半でご指摘がありましたように、いわゆる文化の継承ということについては、本会議で議員のご質問に対して教育長が答弁したところでございますので、その点については割愛させていただきますけれども、本市の文化行政、私は文化振興財団の代表理事という立場での発言をお許しいただけるのであれば、実はこの 4 館、本市にとって最大の文化施設でございますけれども、こういった文化施設を、文化振興財団がルネッサながとも含めて統一的に管理していく、こういった計画と言いますか、これは先々代の財団ができたときの代表理事の思いでもございました。やはり、市の文化行政、この 4 館とルネッサがあつて初めて、この振興が成り立つんだというお考えを持っておられた。このことは私が代表理事に就任したときも、この言葉を、こういうことがあったということをお聞きしたところで

ございます。やはり、この4館が、先ほど点と点を線にするという話がございましたけれども、これをもって、その4館にそれぞれ学芸員がおります。その学芸員が今までは、それぞれが、自らの関与する施設の振興発展を図るという目的で臨んでまいりましたけれども、相携え、この学芸員同士が知恵を絞って、文化振興、長門市の文化振興を図っていくんだという、この場ができた、できるということは非常に喜ばしいことでございますし、そしてそれは、長門市観光にとって非常に大きなメリットになるというふうに確信をいたしております。このことは、私ども文化振興財団がこのたび手を挙げるに際し、理事会において理事の皆さんにご説明をし、全員のご賛同をいただいたところでございます。こういったことが、この度この場を作っていただけるのであれば、さらにですね、長門市の文化振興、前へ前へと進めることができるというふうに確信いたしております。その点についてはご理解を賜わりたいと存じます。それから、これは行政の立場、副市長としての立場でこちらに対するサポートでございますけれども、先ほど来担当から申しておりますように、特に学芸員、これが今回の指定管理にあたって非常に大事なキーマンになると思っています。本会議の答弁でも申し上げましたけれども、財団として学芸員を一同に会して、いわゆる班体制にして、いずれはその中でいろんな企画を考えたいというような提案もしていただいているところでございますので、こういったしっかりした資質を持った学芸員を今後とも採用できるよう、そして、今の学芸員をしっかり支えることができるようサポートしてまいりたいと思います。やはり、文化振興にとって大事なのは人材でございます。この人材に関して、行政としてしっかり支えていくことは最低限、必要なところではないかというふうに考えているところでございます。

**早川委員長** ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11:57 —